

# 兵庫県公報

平成25年5月31日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（農林経済課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第30号）

平成25年4月13日に発生した淡路島を震源とする地震等局地天災、病害虫又は家畜の伝染性疾病により被害を受けた農業者等のうち、その被害が特に甚大と認められる農業者等の資金需要に対応するため、美しい村づくり資金の償還期限及び据置期間について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第30号

#### 美しい村づくり資金利子補給規則の一部を改正する規則

美しい村づくり資金利子補給規則（昭和62年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「5年」の右に「(知事が特に必要と認める場合は、7年)」を、「1年」の右に「(知事が特に必要と認める場合は、2年)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の美しい村づくり資金利子補給規則の規定は、この規則の施行の日以後に知事の承諾を得て貸し付ける美しい村づくり資金に係る利子補給について適用し、同日前に知事の承諾を得て貸し付けた美しい村づくり資金に係る利子補給については、なお従前の例による。